## わかりやすいマイナンバーQ&A

- O マイナンバーカードを取得するとなぜ通知カードを返さなくてはならないの?
- A 社会保障・税・災害対策における各種手続きにおいては、①マイナンバーの確認と②本人確認の両方が行われることとなりますが、マイナンバーカードは、その両方を1枚のカードで行うことができます。
  - 一方、通知カードは、マイナンバーの確認を行うためのみにつくられるカードであり、マイナンバーカードがあれば、通知カードを持っている必要はなくなります。

このようなことから、国の法令の規定により、マイナンバーカード取得の際は、通知カードを返納していただき、返納された通知カードは市区町村において速やかに廃棄することとされております。

- Q 今持っている住民基本台帳カード(住基カード)はどうなるの?
- A マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月以降、これまでの住基カードに替えてマイナンバーカードを交付することとなっております。このため、国の法令の規定により、マイナンバーカード取得の際は住基カードを返納していただくこととなっております。ただし、記念品として失効した住基カードをお持ちいただくことはできますので、ご希望の場合には、その旨窓口の職員までお申し出ください。

なお、現在お持ちの住基カードは、有効期間内であれば、マイナンバーカードを取得するまでは利用することができます。

- Q 通知カードは身分証として利用することができるの?
- A 通知カードはマイナンバーの確認のためのみに利用することができるカードですので、身分証としては利用しないようお願いします。
- Q マイナンバーを知るにはどうすればいいですか?
- A 通知カードや個人番号通知書、マイナンバーカードでご確認いただけるほか、マイナンバーが記載された住民票の写しを請求することが可能です。請求の際には、マイナンバーの記載を希望する旨を必ずお申し出ください。
- 〇 マイナンバーカードを申請しましたが、取消はできますか?
- A 市民課で申請の取消を承ります。窓口又は電話でお手続きください。
- Q 外国籍でもマイナンバーカードを申請できますか?
- A 外国籍の方も日本に住民登録があれば、日本国籍の方と同様にマイナンバーカードを申請できます。
- Q 外国籍でマイナンバーカードを持っているのですが、ビザを更新して在留期限が延長になりました。
- A マイナンバーカードの有効期限も延長しますので、市民課窓口にお持ちください。また、暗証番号 4 桁を確認しますので、あらかじめご確認ください。

- Q マイナンバーカードの内容に変更があったらどうするの?
- A 住所、氏名が変わるときは、住民票異動の手続きの時に、マイナンバーカードを一緒に窓口に提出して、記載内容を変更してください。
- O マイナンバーが他人に知られた場合、悪用される恐れがありますか?
- A 金融機関等の窓口では、マイナンバーの確認に加え運転免許証等で本人確認も同時に行いますので、マイナンバーを知られたとしても、なりすまして手続を行うことはできません。
  - 口頭でマイナンバーを聞くことはありませんので、不審な電話等にはご注意ください。
- O マイナンバーカードをなくしたらどうすればいいの?悪用されてしまうの?
- A 紛失や盗難にあったときは、下記のマイナンバー総合フリーダイヤル(無料)に電話し、利用の一時停止(24時間365日対応)を行ってください。カードの再交付は、窓口で手続きをしてください。 再交付には、市区町村が定める手数料がかかります。

なお、マイナンバーカードの IC チップには、税や年金に関する情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されていません。

また、顔写真があることや暗証番号の設定などのセキュリティ対策により、マイナンバーカードの 悪用は困難な仕組みとなっています。

マイナンバー総合フリーダイヤル (無料) 0120-95-0178